

## 第12回総会 令和6年5月31日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、5月の業務報告をいたします。

---

### 報告、業務報告

---

局長 今回は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）が3件提出されていますので報告します。

1番を報告します。土地の所在は、大字三納字〇〇番1、地目：登記・現況ともに畑、面積533㎡のうち転用面積112㎡、申請者は、大字三納、〇〇、転用目的は、堆肥舎の建築となっています。地元の〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

6番 1番を報告します。申請地は三納地区〇〇集落の申請者の自宅に隣接する農地です。申請者は〇〇集落の繁殖牛農家で、牛舎の近くに堆肥舎を造るため届け出がありました。現地も確認していますので報告します。

局長 2番を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番1外1筆、地目：登記・現況ともに田、面積2,817㎡のうち転用面積199.25㎡、申請者は、大字南方、〇〇、転用目的は、駐車場の造成となっています。地元の〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

28番 2番を報告します。申請地は穂北地区〇〇集落にある農地です。申請者は〇〇集落の施設ピーマン農家で、ハウスの進入路や駐車スペースを確保するための申請です。現地も確認していますので報告します。

局長 3番を報告します。土地の所在は、大字右松字〇〇番1、地目：登記・現況ともに田、面積933㎡のうち転用面積198㎡、申請者は、大字右松、〇〇、農業倉庫の建築及び駐車場の造成となっています。地元の〇〇委員が現地を確

認されていますので、報告をお願いします。

- 4 番 3 番を報告します。申請地は妻地区〇〇集落で〇〇の南側にある農地です。申請人は野菜を栽培されており、農業倉庫、駐車場を整備するための申請です。現地も確認していますので報告します。

局長 また、公共工事に伴う農地の一時使用届が 1 件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字三納字〇〇番 1、地目・畑、面積 2,002 m<sup>2</sup>、使用面積も 2,002 m<sup>2</sup>。所有者の住所・氏名：大字三納・〇〇。場所は、三納地区〇〇集落の〇〇から南へ約 100m のところにある農地です。申出人の住所・氏名は、西都市・〇〇。発注者は、宮崎県西都土木事務所。工事名：〇〇。使用目的：土砂仮置場、使用期間：令和 6 年 5 月 20 日から令和 6 年 9 月 30 日までとなっています。地元の〇〇等委員も現地確認いただいております。

局長 また、相続届出 6 件、使用貸借合意解約 3 件、賃貸借合意解約 15 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和 6 年度第 12 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 14 名 推進委員 16 名、合計 30 名の出席であります。本日の議案件数であります、7 件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。3 番 〇〇委員、18 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 58 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 58 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1

ページの通り申請件数は 1 件であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 今回は 27 番 ○○委員と私(11 番 ○○委員)が会長の命を受けまして、5 月 20 日、午前 8 時 45 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 4 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、21 番 ○○委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願います。

27 番 1 番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、○○から南東に 500m 進んだところにある農地です。今回の申請は申請人が長屋住宅 3 棟を建築するための転用申請です。申請地は東側は宅地、西側は国道、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は雨水枡から西側の既設側溝に流します。生活排水は西側の公共下水道を利用します。転用による土砂の周辺への流出については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。申請地は都市計画区域内の用途地域にあたり第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この農地は、登記は宅地で現況は畑であるため、現況主義による転用申請です。計画地番は○○番と○○番で、○○番は登記、現況とも宅地であり申請不要です。造成面積や建築面積は計画全体での申請となります。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8 番 この申請地は既に整地されているようです。もともと家が建っていて、その横が申請地でした。農地をすでに更地にしているということで、始末書案件で

はないのでしょうか。

事務局 現在の状態は、整地の状態であり、宅地への造成ではないと捉え、通常の転用申請を指導しました。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページの通り申請件数は 4 件であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南へ 300m のところにある農地です。申請人が親である渡人から贈与により所有権の移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲はすべて宅地となっています。雨水は南側の市道側溝に放流します。生活排水は公共下水道を利用します。土砂の流出につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この地区は埋蔵文化財の保護地域ということで、文化財係へ届出が提出されております。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 農地法第5条の2番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北西へ50mのところにある農地です。申請人が渡人から売買により所有権の移転を受け、2階建ての長屋住宅を建築するために申請されたものです。周囲は東側と南側が市道で、西側が川、北側が宅地となっています。雨水は南側の市道側溝に放流します。生活排水は公共下水道を利用します。土砂の流出につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇〇万円です。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 農地法第5条の3番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から北東へ300mのところにある農地です。申請人が渡人から売買により所有権の移転を受け、鶏舎2棟を建設するために申請されたものです。周囲は南側は県道で、それ以外は農地となっています。雨水と事業に伴う排水は東側の浸透池よりコルゲート管を埋設し西側にある渡人所有の農地を通し、その西側の排水溝に放流します。土砂の流出につきましては、敷地に浸透枘を設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。公民館の同意も得ています。申請地は農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設であることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は鶏舎2棟、8万羽を飼養できるウインドレス鶏舎で、畜産クラスター事業を利用して事業を計画されています。1号棟のところは登記・現況：宅地ですが、地番〇〇番2は登記：畑、現況：宅地であるため始末書に該当し、地番〇〇は登記・現況ともに畑ですので新たな転用となります。申請地は土地改良区の受益地ではないとのこと。土地の売買代金は〇〇万円です。本案件は現時点で畜産クラスター事業の補助金の内示が出ていないため、資金の確保を証するものがない状態です。そのため、本案件を「保留」とするか、資金

の確保が出来たと認められた時点で承認とする「条件付承認」とするか、「不許可」とするかについてご審議いただきたいと思います。

議長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5番 鶏舎の鶏糞処理はどのようにされるのか。また、コルゲート管とはどのようなものですか。

事務局 粉じんは、ウインドレスタイプの密閉構造であり、防塵網により周辺に飛散することのないよう留意するとのことです。鶏糞は年に4～5回、鶏を入れ替えますので、その際に持ち出すとのことです。コルゲート管は、本案件では直径30cmで素材はいろいろありますが、表面が波打っている管の総称のようです。

8番 8万羽を飼育されるとのことですが、鳥インフルエンザが発生したときの対応は経営主はどのように考えているのでしょうか。

事務局 国の基準で埋却地を必ず確保することとなっています。経営主は〇〇より第3者として養鶏を引き継いでおり、本案件は2カ所目の鶏舎となりますが、現在経営している鶏舎の近くに農地を1haほど確保されており、そちらに埋却するというを県に報告しているとのことです。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 それでは、先ほど事務局から説明がありました、本案件を「保留」とするか、資金の確保が出来たと認められた時点で承認とする「条件付承認」とするか、「不許可」とするかについての挙手をお願いします。

(委員挙手、条件付承認多数)

議長 条件付承認ということで決定いたします。

議長 次に4番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 農地法第 5 条の 4 番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇より北へ 300m のところにある農地です。申請人が、親である渡人から贈与により所有権の移転を受け、住居及び車庫を建築するために申請されたものです。申請地は平成 13 年に 500 ㎡に分筆して一般個人住宅を建築した残りの農地ではありますが、その後、隠居と倉庫を建築されていたもので、違反転用を是正するための申請です。始末書が添付されていますので、詳細はご覧下さい。周囲は畑及び宅地となっています。雨水、生活排水、土砂の流出につきましては、一般個人住宅部分が転用許可を受けていることもあり問題ないと思われます。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は 500 ㎡以内で転用許可を受け、住宅を建築したが隠居と倉庫が収まりきらなかったことから、許可を受けていない場所を追加したというものです。確認したところ、隠居と倉庫を建築したうえで、住宅と駐車場を建築すると 500 ㎡を超えるのはやむなしと判断したところです。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 60 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたし

ます。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 60 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 から 4 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 1 番を説明します。三宅地区の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇より東へ約 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落で露地野菜を 5a 作付されております。現地には露地野菜を作付け予定であり農地として活用されていくことを確認しております。機械は親戚の方から借りる予定となっております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円、総額〇〇万円です。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26 番 2番を説明します。大分県津久見市の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇の西から北へ約500mのところにある農地です。受人は〇〇集落で梅や栗を含め全体で約200aを作付されております。現地はほぼ耕作放棄地であるため、大変ですが耕作し農地として活用されていくことを確認しております。機械は耕耘機1台、軽トラ1台を所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 10aあたり〇〇万円、総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 3番を説明します。延岡市の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買によ

る所有権移転となります。申請地は〇〇にある農地です。受人は〇〇集落でゴーヤ、ネギなど全体で260aを作付されております。現地には以前よりWCSの作付、管理をしっかりとされており、今後もWCSを作付け予定とのことであり農地として活用されていくことを確認しております。機械はトラクター2台、草刈り機、防除機、軽トラ2台を所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地が白地であるため、3条での申請となります。10aあたり〇〇万、総額〇〇万です。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28番 4番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ300mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、ニラを含め全体で5haを作付されております。現地には水稻を作付け予定であり農地として活用されていくことを確認しております。機械はトラクターをはじめ農業に必要な機械等は一式

揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地を総額〇〇万円で売買したいということで、3条での申請となっております。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5番 5番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ100m進んだ左手と、北東に400mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、ピーマンを390a作付されております。現地には水稻を作付けされております。機械はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ2台、普通トラック1台を所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。ちなみに、受け人は〇〇集落の〇〇という法人であります。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

32 番 無償とのことですが、受人と渡人の関係を教えてください。

事務局 現在、耕作されている受人が、渡人より無償でもよいので、どうしても農地を処分したいという意向を聞いたということで相談があったため、私と〇〇委員とで渡人に確認したところ、無償で構わないということでしたので、贈与での申請となりました。両者には親族等の関係性はないということです。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に6番について、担当が私ですので、確認事項の説明をします。

16番 6番を説明します。穂北地区の渡人から、子である穂北地区の受入への贈与による所有権移転となります。申請地の大字三宅字〇〇の3筆は219号線沿いの〇〇から登っていった、〇〇にある農地です。大字尾八重の申請地は東米良になりますので、担当の〇〇委員に確認していただきました。機械は動噴、軽トラ等を所有しており、今後、みかん栽培などを継承していくとのこと。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明しました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 61 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 61 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 6 月 5 日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書 5～6 ページのとおり 3 件であります。

議長 説明がありました 1～3 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 引き続き事務局の説明を求めます。

局長 次に、賃貸借設定分として議案書 7～11 ページのとおり 6 件であります。

議長 説明がありました 1 番から 6 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 62 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 62 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 12～22 ページのとおり 21 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議長 説明のありました 21 件の議案のうち、申請番号 2 番は〇〇委員が受人の案件、申請番号 20 番は〇〇委員が受人の案件でありますので、2 番と 20 番を除く 19 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 2 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 20 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、20 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 63 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 63 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 23 ページの通り 1 件であります。

議長 1 番について地元委員の説明を求めます。

21 番 1 番について説明します。申請地は東米良尾八重地区の〇〇集落にある農地です。今回の申請は申請人が所有している農地ですが、20 年以上耕作されておらず山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であることから非農地判断事由 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第 64 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 64 号については、担当者より説明します。

事務局 (事務局説明)

議長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

3 番

18 番